

成年後見人等への報酬に対する助成

1 概要

石巻市では、家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」といいます。）及び後見監督人、保佐監督人又は補助監督人への報酬を支払うことが困難な方に対して助成を行っています。

2 報酬助成の対象者について

報酬助成は、石巻市に住民登録がある成年被後見人、被保佐人又は被補助人のうち次のいずれかに該当する方を対象として行われます。

- (1) 生活保護受給者及びそれに準ずる方
- (2) 一定の経済的要件を満たす方（次のア～ウの全てに該当する方）
 - ア 市民税が課税されていないこと。
 - イ 現金及び預貯金の合計額が、家庭裁判所が決定した報酬額に70万円を加えた額を下回ること。
 - ウ 居住する家屋、その他日常に必要な資産以外に活用可能な資産を有していないこと。
- (3) その他報酬を負担することが困難な方

3 助成金の上限について

助成の上限額は、対象者が特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の施設に入所している場合は月額18,000円、それ以外の場合（在宅等）は月額28,000円です。

4 注意事項

- (1) 後見人等が対象者の配偶者及び4親等以内の親族である場合、その後見人等に対する報酬は助成の対象とはなりません。
- (2) 家庭裁判所の決定から1年以上経過した報酬は助成の対象とはなりません。
- (3) 市外に住民登録がある方でも、住所地特例施設に入所している等、一定の条件を満たす場合は助成対象者となる場合があります。

5 申請の方法について

(1) 申請書類について

石巻市の指定する申請書に必要な書類を添付の上申し込みください。

ア 生活保護受給者及びそれに準ずる方の場合

(ア) 報酬付与決定通知書の写し

(イ) 生活保護受給証明書

イ 一定の経済的要件を満たす方の場合

(ア) 報酬付与決定通知書の写し

(イ) 課税状況が分かる書類（課税証明書、非課税証明書等）

(ウ) 不動産資産の保有状況が分かる書類（所有者不登載証明、不動産評価証明書等）

(エ) 預金通帳の写し（本人名義のもの全て）

ウ その他報酬を負担することが困難な方の場合

上記イ～(ア)～(エ)に加えて、生活状況を確認するための資料をご提出いただく場合があります。

(2) 身分証明書等について

成年後見制度を利用していることが分かる書類（登記事項証明書の写し等）をご提出ください。

※身分確認証をご提示いただく場合があります。

(3) 助成の振込先について

助成金の振込を希望する口座（本人名義）の口座番号、名義が分かるもの（通帳、キャッシュカードの写し等）をご提出ください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【ご高齢の方】

担 当：石巻市保健福祉部介護福祉課 高齢福祉係

電 話：95-1111 内線 2453

【知的障害又は精神障害をお持ちの方】

担 当：石巻市保健福祉部障害福祉課 自立支援係

電 話：95-1111 内線 2473